

令和5年度板橋区入札監視委員会審議結果について

1 審議の概要

令和4年度に板橋区が締結した予定価格130万円を超える258件の工事案件のうち25件を委員会が抽出した。次に各委員が各々5件の入札状況を精査し、その結果を基調として入札参加資格の設定及び指名業者の選定方法等の適否について審議を行った。審議の結果、抽出した案件すべてが適法であると判断し、その旨を令和5年12月28日付で区長へ報告した。

2 委員会開催日

第1回 令和5年9月8日（金）

※第2回開催まで、審議検討資料を基に審議議案（案）を作成

第2回 令和5年11月13日（月）

※第2回開催後、報告書を作成し区に提出

3 委員5人

会長 本井克樹（学識経験者）

副会長 長谷川礼（学識経験者）

委員 佐藤正弘（学識経験者）

根本義一（区民公募委員）

阪本正實（区民公募委員）

4 抽出審議案件一覧

P2参照

5 審議結果報告書

P3～5参照

令和5年度入札監視委員会 抽出審議案件一覧

担当委員	契約番号	件名	発注方法	受注形態	業種名	当初契約金額	
本井	本-1	5040800061	区営坂下一丁目住宅改築環境整備工事	随意契約	単体	建築工事	137,720,000
	本-2	5040900078	区立上板橋小学校家庭科室直結給水化その他工事	随意契約	単体	給排水衛生工事	3,630,000
	本-3	5040900140	板橋区保健所3階系統冷暖房機取替工事(緊急工事)	随意契約(緊急工事)	単体	空調工事	14,300,000
	本-4	5040800038	区立高島第一小学校体育館床塗装改修工事	希望性(公募型)指名競争入札	単体	一般塗装	6,710,000
	本-5	5040800026	区立高島第三中学校屋上防水改修工事	条件付き一般競争入札	単体	防水	51,480,000
長谷川	長-1	5040900102	区立成増生涯学習センター昇降機設備改修工事	随意契約	単体	エレベーター	21,450,000
	長-2	5040700024	公園一般遊具更新工事(北部1)	希望性(公募型)指名競争入札	単体	造園	17,952,000
	長-3	5040800063	区立郷土資料館古民家屋根改修その他工事	希望性(公募型)指名競争入札	単体	建築工事	22,000,000
	長-4	5040800028	区立連根小学校外壁改修その他工事	条件付き一般競争入札	単体	建築工事	151,030,000
	長-5	5040900045	道路照明更新工事(2)	条件付き一般競争入札	単体	電気工事	41,074,000
佐藤	佐-1	5040800059	区立中根橋小学校廊下及び階段室壁面塗装改修工事	随意契約	単体	一般塗装	4,950,000
	佐-2	5040900022	区立富士見台小学校直結給水化工事	希望性(公募型)指名競争入札	単体	給排水衛生工事	27,500,000
	佐-3	5040900026	公園灯更新工事(北部3)	希望性(公募型)指名競争入札	単体	電気工事	25,487,000
	佐-4	5040700016	道路補修工事(4)	条件付き一般競争入札	単体	道路舗装工事	50,545,000
	佐-5	5040800085	旧区立東新いこいの家解体工事	条件付き一般競争入札	単体	ひき家・解体	42,350,000
根本	根-1	5040900077	区立緑小学校外1校照明設備改修工事	随意契約	単体	電気工事	17,270,000
	根-2	5040900139	区立上板橋第二小学校外2校構内交換装置その他改修工事	随意契約	単体	電気工事	12,980,000
	根-3	5040800092	区立板橋第四小学校普通教室化粧工事(緊急工事)	随意契約(緊急工事)	単体	建築工事	14,994,100
	根-4	5040700044	公園一般遊具更新工事(南部1)	指名競争入札	単体	造園	9,537,000
	根-5	5040900069	区立赤塚第三中学校昇降機設備改修工事	希望性(公募型)指名競争入札	単体	エレベーター	27,291,000
阪本	阪-1	5040800058	区立成増小学校トイレ改修その他工事	随意契約	単体	建築工事	45,870,000
	阪-2	5040900090	区立徳丸福祉団換気設備取替工事	随意契約	単体	空調工事	45,210,000
	阪-3	5040900034	公園灯更新工事(北部2)	希望性(公募型)指名競争入札	単体	電気工事	21,604,000
	阪-4	5040800009	区立赤塚新町小学校屋上防水改修その他工事	条件付き一般競争入札	単体	防水	49,170,000
	阪-5	5040900097	区立小豆沢福祉団冷暖房機改修その他工事	条件付き一般競争入札	単体	空調工事	58,520,000

令和5年12月28日

板橋区長
坂本 健 様

板橋区入札監視委員会
会長 本井 克 樹

審議結果報告書

令和5年度入札監視委員会において、令和4年度工事一覧表から抽出された審議案件を検討した結果について、委員会として報告する。

第1 本年度審議案件の入札結果

1 本年度は別紙「抽出審議案件一覧」のとおり、5人の委員がそれぞれ5件の審議案件を担当し、合計25件につき、入札状況を精査した。

2 各委員は、板橋区入札監視委員会定例審議（議案）のとおり、担当した案件について意見を提出した。

この意見を基調として、令和5年11月13日の本年度第2回入札監視委員会において討議した結果、当委員会は本年度審議案件の入札結果については、すべて適法になされたものと判断した。

第2 入札制度の運用について討議した事項

当委員会は、前記のとおり、審議案件について適法と判断したが、以下のとおり、予定価格の精度向上、緊急工事の必要性の精査、適切な入札方法の選定、および辞退理由の検証について討議した。

1 予定価格の精度向上について

(1) 入札者の応札金額にかなりの幅があった案件、入札辞退や不参加が多く発生し、かつ、入札者の応札価格も予定価格を大幅に上回っていた案件、および最低制限価格未満の応札が多数発生した案件が散見されたことから、前年に引き続き、予定価格算定の精度向上を求めた。

(2) 工事主管課からは、積算基準に基づいて適正に積算している、積算基

準についても、市場の変化に応じて単価を適時変更しているものを採用し、市場価格に合わせる努力も積算基準のルールの中で行っているため、適正な取り扱いを行っているとの認識であるとの回答があった。

しかし、適正に算定したとしても、実態として、このような乖離が生じているのも事実であるから、契約管財課としては、入札金額における経費の内訳が出ているものを工事主管課に戻し、工事主管課において、同課の積算金額と比べて乖離部分を把握するとともに、その原因を研究精査し、加えて、参加者の大半が最低制限価格未満であったような場合など一定の案件については、工事主管課に対し、金額の再算定をお願いすることも考えているとの回答があった。

- (3) 当委員会としては、予定価格と応札価格の乖離というのは、以前からこの委員会のテーマとなっており、乖離の原因分析を検証プロセスとして確立させて、その分析結果を当委員会に提示していただきたいと、ここ数年要望しているところであるので、是非、次年度は分析結果を提示していただくとともに、虚心坦懐に見直すべき点は見直し、精度の高い予定価格を設定してほしい旨改めて要望した。
- (4) これに対し、区からは、次年度以降、検証の仕組みについて検討し、その検討結果、およびそれに基づく調査結果について報告をしたいとの回答があった。

2 緊急工事の必要性の精査について

- (1) 児童・生徒増に対応するための年度末に施行する教室改修工事は、緊急工事等運用基準における「総務部長との協議のうえ、工事主管部（局・室）が別に定めて行うことができる緊急工事」の一例として運用事例とされているものであるところ、運用事例については、緊急工事を行わなくても事業に著しく支障がないと判断されるときは適用しないこととされている。

しかし、令和4年度の普通教室化については、緊急工事として随意契約したものが4件あることを考えると、普通教室化工事については、運用事例に従い、もれなく緊急工事として随意契約により対応していると推察される。

工事の内容や時期等によっては十分競争入札が可能な場合もあるので、緊急工事として随意契約を行う必要性を個別具体的に精査し、より適正な運用に心がけていただきたいとの意見が出された。

- (2) これに対し、工事主管課からは、工事期間に余裕がなく緊急工事としたことに不適正なところはないとの説明がなされた。

契約管財課からは、教室改修工事は、基本的には12月中旬に発生し、その工期は3月15日までというのがほぼ固定した期間であり、その期

間でアスベスト対策をした状態での工事となるため、工期に余裕がなく緊急対応となるのが通常であるが、工事の内容によっては短い工期も可能ということもあるため、主管課と協議・調整のうえ、競争入札が可能なものについては、原則どおり緊急工事を適用しないということを改めて確認していきたいとの回答があった。

なお、総務部長と協議して行うことができる緊急工事については、現時点では、教育委員会としか行っていないとの説明が併せてなされた。

3 適切な入札方法の選定について

- (1) 昨年度の傾向をみると、指名競争入札では、入札参加者数も多く、また、1回目の入札で落札者が決定されている状況にあると思われるので、当初からの指名競争入札で行うことが検討できるのではないかと、また、エレベーター改修工事等安全性に大きく影響するような工事に関しては、競争入札でなく、随意契約の選択も必要と考えられる。

すなわち、より良い適切な入札方法を選択してもらいたいという意見が出された。

- (2) 区からは、板橋区の場合は公募型の希望指名競争入札と条件付き一般競争入札を原則として運用しており、この二つ不奏功だったときの選択肢として指名競争入札を適用しているが、指名競争入札によらねば執行できないものについては、入札の資格審査委員会の中で、工事主管課の説明を受け、選定をしていく方向性で考えていきたいとの説明があった。

また、エレベーターについては、競争入札に付するとすると、メーカー独自の三方枠を撤去する費用が必要となり高額になってしまうが、随意契約で行うと、当該費用が発生しないので金額的にも効率的な場合があると認識しているとの説明があった。

4 辞退理由の検証について

前年度に引き続き、入札参加者の辞退率が高い案件が散見された。

辞退率改善の方策を検討するためには、具体的かつ正確な辞退理由を把握することが大前提であるため、令和3年度の当委員会において、辞退理由の申告書の様式については、選択式+補足事項の自由記述式への変更を検討することを要望しているところであるが、辞退理由の記載がない状態がいまだに見受けられるので、辞退理由の検証を改めて要請した。

以上